

2009 年度版 中学校男子適用規則

平成 21 年 3 月 10 日
日本中学校体育連盟体操競技部
日本体操協会審判委員会
体操競技男子部

2009 年度版中学校男子適用規則作成のねらい

中学校男子適用規則は、1981 年に独自の難度表を含めた規則書が発行された。1985 年の F I G 採点規則の改定に伴い、中学校男子適用規則も必要な改訂を加えるとともにそのねらいとするジュニア層の育成と底辺拡充に即した規則の検討を行い中学校男子適用規則 1986 年度版として作成された。以後、1990 年度版、1994 年度版、1997 年度版、2001 年度版、2006 年度版が作成され、この度、F I G 採点規則 2009 年版が発刊されるにあたり、中学校男子適用規則としても新たに 2009 年度版を作成した。

F I G 採点規則 2009 年版は、2006 年版を受け継ぎ、基本的な技のいくつかは A 難度未満の技として、難度表から削除され、中学生やジュニア層の採点に適しているとはいえない。これらについては中学校適用規則の中で幾つか例に挙げたがそれらがすべてではなく競技会の中で審判員が独自に判断し選手やコーチの努力に報いるように評価していただきたい。

F I G 採点規則 2009 年版は、2006 年版と同様に A・B（D・E）審判の分業制をはっきりとさせたものとなっている。このことにより D 審判の作業量が拡大し、実際の競技会において D・E 審判を 1 人の審判員が同時に行うことは競技会の時間等を考えると不可能になり、このままの規則では最低 6 名の審判員の確保が必要となる。このようなことも考慮し、2009 年度版中学校男子適用規則では、10 点満点で採点することとし、D・E 審判に分業しないで採点することにした。

今回の 2009 年度版中学校男子適用規則は 2006 年度版と大きな変更はないが、禁止技であった跳馬のロンダートから踏み切る技の禁止解除を行った。

部分的に一般の採点規則に対応させ変更した箇所はあるものの、2006 年度版までで受け継がれてきた「姿勢的美しさに対する評価」を優先し、体操競技の原点は美を競うという考え方を第一優先とすることに変わりはない。

中学生の評価に際し、中学校特有の規則以外は全て一般の採点規則を適用する。従って 2009 年度版中学校男子採点規則は、採点規則 2009 年版と「中学校男子適用規則」とを合わせたものとする。

審判員各位は、中学校適用規則はもとより、一般の採点規則の条項についても熟読し、精通され中学生の体操競技の正しい育成と発展にご尽力いただきたい。

また、この規則に適合しない競技会では、独自の規則を設け、中学生の体操競技の育成にあたっていただく事をお願いしたい。

2009 年度版中学校男子適用規則は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

2009年度版・中学校適用規則

第1章 規定演技の採点

第1条 原則

- 1, 規定演技の採点要素
 - a) 解説書による演技の解釈
 - b) 演技実施（技術と姿勢から）
 - c) 演技の熟練性に対する加点

第2条 規定演技の内容および構造

- 1, 規定演技は、部分および区分に分かれており、それらは、難しさや価値に応じた配点がなされ、解説文の減点表に記載されている。
 - a) 規定演技の姿勢的、技術的観点からの採点は、採点の一般的規則およびそれぞれの種目で定められた規則が適用される。
 - b) 実施しなかった部分または組み合わせについては、該当する部分のあるいはその区分のすべての配点を減点する。
 - c) 余分に行われた部分については、中間振動と同様に扱われ、0.30の減点がなされる。
 - d) 指示されていない方向への実施は、演技全体から大欠点相当である0.30の減点がなされる。
 - e) 落下による演技の中断は、30秒以内に続行することができる。演技を順序正しく続行させるために、中断した部分を繰り返すことはできるが、その部分の採点が行わない。
- 2, 規定演技の最高配点は全種目9.60である。10.00までの0.40は、熟練性の加点とする。熟練性に対する加点は、以下の要素を兼ね備えた場合考慮されるべきである。
 - ・ 姿勢的な美しさ
 - ・ 最大限の振幅を利用した振動技
 - ・ 卓越した雄大さ
 - ・ 演技全体を通してのリズミカルな動き
 - ・ 安定した着地

第2章 自由演技の採点

次に示すもの以外は、採点規則2009年版（日本体操協会）を適用する。

第3条 得点の構成および難度要求

- a) ゆか、あん馬、つり輪、平行棒、鉄棒の自由演技は次の配点により構成される。

難 度	3.00 (0.30×10 技)
特別要求	1.50 (0.30×5 要求)
加 点	0.50 (演技構成 0.20+熟練性 0.30)
実 施	5.00
合 計	10.00

b) 跳馬以外の5種目において次の技数を要求する。

10技(1技につき $0.30 \times 10 = 3.00$)

技不足に対する減点は、1技につき0.30である。ただし、採点規則2009年版で難度表から

削除された技についても体操競技の健全な発展と評価を考慮し1技として数える。例えば、ゆかの側

方倒立回転、ロンダートや鉄棒の足裏支持回転倒立、後方宙返り下りなどである。

第4条 実施減点

正しい演技からの逸脱は、すべて実施欠点であり、審判によって相応の減点がなされる。小、中、大欠点の大きさは、正しい演技からの逸脱の程度により判定される。小、中、大欠点等の減点は以下の通りである。

小欠点	0.10
中欠点	0.20
大欠点	0.30
落下	0.50

第5条 特別要求

実施された演技は、難度の他に次の要素を考慮しなければならない。

- 1, 跳馬を除くすべての種目に5種類を要求し1つ欠けるごとに0.30の減点となる。
- 2, 採点規則2009年版の要求グループの枠を越えて各要素を認めることができる。ただし、1技で2つの要求を満たすことはできない。
 - a) ゆか
 - ① 前方系のアクロバット技
 - ② 後方系のアクロバット技
 - ③ 片脚上でのバランス技(2秒静止)
 - ④ 倒立静止技(2秒静止)
 - ⑤ 柔軟性を表現する技
 - b) あん馬
 - ① 正交差
 - ② 逆交差
 - ③ 両把手上での旋回技
 - ④ 縦向き旋回技
 - ⑤ 終末技
 - c) つり輪
 - ① 懸垂前振りを経過する技
 - ② 懸垂後ろ振りを経過する技
 - ③ 倒立静止(2秒静止)
 - ④ 倒立を除く静止技
 - ⑤ 終末技
 - d) 平行棒
 - ① 支持振動技
 - ② 腕支持振動技
 - ③ 懸垂振動技
 - ④ 倒立静止(2秒静止)
 - ⑤ 終末技

e) 鉄 棒

- ① 前方車輪
- ② 後方車輪
- ③ 懸垂振動ひねり技
- ④ 支持回転技
- ⑤ 終末技

第6条 加点

- 1, 0.50 まで与えることができる。
- 2, 跳馬を除く 5 種目において優れた演技構成に対して最大 0.20 まで与える。
- 3, 全ての種目において熟練性として最大 0.30 まで与える。熟練性に対する加点は、以下の要素を兼ね備えた場合考慮されるべきである。
 - ・姿勢的な美しさ
 - ・最大限の振幅を利用した振動技
 - ・卓越した雄大さ
 - ・演技全体を通してのリズミカルな動き
 - ・安定した着地

第7条 跳馬

- 1, 跳馬においては、以下の表のようにそれぞれの跳越技に独自の基礎点が定められる。

a) 前転とび (ヤマシタとび) 群

- ・前転とび・・・・・・・・・・・・・・・・・・9.00
- ・前転とびひねり・・・・・・・・・・・・・・・・9.10
- ・前転とび1回ひねり・・・・・・・・・・・・9.30
- ・前転とび1回半ひねり・・・・・・・・・・・・9.50
- ・前転とび2回ひねり・・・・・・・・・・・・9.70

b) ツカハラとび群

- ・かかえ込みツカハラとび・・・・・・・・・・9.30
- ・屈身ツカハラとび・・・・・・・・・・・・9.50
- ・伸身ツカハラとび・・・・・・・・・・・・9.70

c) 前転とび前方宙返り群

- ・前転とび前方かかえ込み宙返り・・・・・・・・9.50
- ・前転とび前方屈身宙返り・・・・・・・・・・・・9.70

* 1/2 ひねりはひねらないものと同価値

d) ロンダート踏み切り群 (ユルチェンコとび群)

- ・ロンダート、後転とび後方かかえ込み宙返り・・・・9.30
- ・ロンダート、後転とび後方屈身宙返り・・・・・・・・9.50
- ・ロンダート、後転とび後方伸身宙返り・・・・・・9.70

e) その他の跳越技群

- ・開脚とび (閉脚とび)・・・・・・・・・・・・8.00
- ・開脚とびひねり (閉脚とびひねり)・・・・・・8.40

- 2, 上記にない跳越技は 2009 年版採点規則の価値点から以下のように判定される。

2009 年版		中学適用
4.60 以上	→	9.70
4.00~4.50	→	9.50

3.80～3.90	→	9.30
3.70 以下	→	9.00

3, いかなる跳越技にも最大 0.30 までの熟練性を加味した加点を設ける。

- a) 熟練性に対する加点は、優れた跳越や高さに対して 0.20 まで、安定した着地に 0.10 とする。
- b) 距離や馬体軸からの外れに対する線は引かない。しかし、飛距離、馬体軸からのずれに対する減点はある。これらは、競技会のレベルを考慮し審判員が判断する。

第3章 補足

第8条 演技全体に対する評価について

1, 美しさに欠ける演技に対する減点

足首、指先、体線などの美しさに欠ける演技に対して演技全体として 0.20 まで減点する。

2, 雄大きさに欠ける演技に対する減点

宙返りの高さ、旋回の高さ、振動の高さなど雄大性に欠けるこぢんまりとした演技に対して全体として 0.20 まで減点をする。

第9条 補助について

事故防止と選手の精神的援助のためつり輪、跳馬、平行棒、鉄棒において2名までの補助者が立つことが許される。

第10条 採点について

1, 規定演技、自由演技ともに 9.50 以上の場合は 0.05 採点が認められる。

2, 規定演技と自由演技が行われる競技会で、自由演技で規定演技を実施してもこれに関する減点はない。

3, 難度の認定と繰り返し

a) C 難度以下の技については2回まで認める。

b) 同一技が3回連続して行われた場合、減点はしないが、3回目の技から難度部分として認めない。しかしながら実施減点はあり得る。

第11条 禁止技について

以下の禁止技を実施した場合は、その種目を0点とする。

・ゆ か：前方宙返り転（後ろとびひねりからも含む）

前方2回宙返り（後ろとびひねりからも含む）

後方2回宙返りにひねりが加わった技

・跳 馬：2009年版採点規則「跳越グループⅡ」の技

2009年版採点規則「跳越グループⅤ」のロンダートから着手までにひねりが入る技

ツカハラとび、ユルチェンコとびにひねりが加わった技

前転とび前方宙返りに1回以上のひねりが加わった技

・鉄 棒：前方2回宙返り下り

後方2回宙返り下りにひねりが加わった技

後方3回宙返り下り